

公募型プロポーザル方式の実施について

次のとおり、公募型プロポーザル方式の実施について公告する。

令和 7 年 6 月 6 日

一宮市水道事業等管理者
多和田 雅也

1 業務名称

水道料金等クレジットカード収納構築業務委託（以下「本業務委託」という。）

2 業務委託内容

水道料金等のクレジットカード継続払いの新規受付及び情報の変更や停止に係るウェブサイトによる申込みシステムの構築等、運用開始に向けた準備業務

3 委託期間

本業務委託の委託期間は、契約締結日から令和 8 年 3 月 31 日までとする。

4 参加資格要件

本業務委託についてのプロポーザルに参加できる事業者は、次の各号に掲げる要件をすべて満たすものとする。

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当していないこと。
- (2) 会社更生法に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがされていない者であること。
- (3) 令和 6・7 年度一宮市入札参加資格者名簿（物品等）に登録されている者であること。
- (4) この公告の日からプロポーザル参加資格を審査する日までの期間において、一宮市建設工事等請負業者指名停止措置等に関する要領（平成 13 年 4 月 1 日制定）に基づく指名停止の措置を受けていないこと。
- (5) 令和 2 年度以降において、給水人口 20 万人以上の水道事業体と本業務委託内容と同種又は類似の業務について契約をし、受託業務実績を有している者であること。
- (6) この公告の日からプロポーザル参加資格を審査する日までの期間において、「一宮市が行う事務又は事業からの暴力団等の排除に関する合意書」（平成 24 年 12 月 18 日付け一宮市長・愛知県一宮警察署長締結。以下「暴力団排除合意書」という。）に基づく排除措置を受けていない者であること。
- (7) プライバシーマーク又は ISO27001 の情報セキュリティ関連認証等を取得していること。
- (8) プロポーザルに参加する他の参加者との間に、次のいずれかに該当する資本関係又は人的関係がないこと。

ア 資本関係

- ① 親会社（会社法第 2 条第 4 号の親会社をいう。以下同じ。）と子会社（会社法第

2条第3号の子会社をいう。以下同じ。) 関係。

② 親会社を同じとする子会社の関係。

イ 人的関係

① 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を兼ねている関係。

② 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人（会社更生法第67条第1項又は、民事再生法第64条第2項の規定により選任されたものをいう）を兼ねている関係。

5 水道料金等クレジットカード収納構築業務委託プロポーザル実施要領（以下「実施要領」という。）等の交付及び参加申込み手続は次のとおりとする。

(1) 交付方法

一宮市公式ウェブサイト>しごと・産業>企画提案>営業課の企画提案からダウンロードすること。

ID：1066956

(2) 参加申込書の提出期限及び時間

実施要領に記載のとおり。

(3) 提出先

〒491-8501 一宮市本町2丁目5番6号 一宮市役所本庁舎 10階
一宮市上下水道部営業課 プロポーザル担当 内藤・宮川

(4) 提出書類

実施要領に記載のとおり。

6 参加資格審査結果の通知

参加資格審査の結果については、令和7年6月23日（月）付けで参加申込事業者に対し、プロポーザル参加資格審査結果通知書を郵送で通知する。

7 提案書等の提出

(1) 提出期間及び時間

実施要領に記載のとおり。

(2) 提出先

〒491-8501 一宮市本町2丁目5番6号 一宮市役所本庁舎 10階
一宮市上下水道部営業課 プロポーザル担当 内藤・宮川

(3) 提出方法

提出方法は、参加事業者による持参又は郵送（書留郵便に限る）とする。

(4) 提出部数

① 業務提案書正本（様式第8-1号）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1部

② 業務提案書副本（様式第8-2号）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9部

③ 提案見積書（(様式第9-1～9-3号)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 各1部

④ 電子媒体による業務提案書（正本）を記録したCD-R・・・・・・・・・・・・ 1枚

(5) 業務提案書の内容、その他詳細は実施要領に記載のとおり。

8 提案書等の審査及び受託候補事業者の選定

(1) 評価検討会は、水道料金等クレジットカード収納構築業務委託プロポーザルによる事業者選定評価基準に基づき、それぞれの参加事業者の業務提案書の各項目について評価及び採点を行い、評価基準総合点が最も高い者を受託候補事業者として選定する。

(2) 受託候補事業者の選定決定は、令和 7 年 8 月中旬に文書での通知を予定している。
なお、電話等による問い合わせには応じない。

9 契約の締結

管理者は、受託候補事業者と業務提案内容を基本とする契約条件について協議の上、一宮市水道事業等契約規程に基づき契約を締結する。

10 契約保証金

一宮市契約規則第 8 条第 3 号に基づき免除とする。

11 支払条件

契約書に定める検査合格後、委託者に請求することができ、クレジットカード収納業務の開始後初月の請求月に受託者に支払う。

12 その他

詳細は、実施要領によるものとする。

【問い合わせ先】

〒491-8501 一宮市本町 2 丁目 5 番 6 号

一宮市上下水道部営業課 プロポーザル担当 内藤・宮川

電話番号 0586-85-7094

電子メール eigyou@city.ichinomiya.lg.jp